

北電原第51号

令和2年5月29日

原子力規制委員会 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

代表取締役社長 藤井 裕

泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、平成25年7月8日付 北電原第131号をもって変更認可申請（平成28年9月8日付 北電原第79号、平成29年12月8日付 北電原第123号で一部補正）しました、泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

記

泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文及び別添（泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表）について、以下のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「1. 変更の内容」（別紙）及び「2. 変更の理由」を添付1のとおり補正する。
- ・別添（泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表）を添付2のとおり補正する。

以上

(補正の理由)

平成25年7月8日付 北電原第131号をもって変更認可申請（平成28年9月8日付 北電原第79号、平成29年12月8日付 北電原第123号で一部補正）した泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書のうち、令和2年4月1日に施行された核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に係る事項について、別途保安規定変更認可申請を行うため、重複する内容を取り下げる補正を行う。

1. 変更の内容

昭和63年9月29日付63資庁第8339号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた泊発電所原子炉施設保安規定の記述を別添の泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後の欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴い、関係規則の整備等が行われ、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下、「実用炉規則」という。)等が改正されたことから、関連する保安規定条文の変更および新規条文の追加を行う。

- ・ 第3条 (品質保証計画)
- ・ 第5条 (保安に関する職務)
- ・ 第17条 (地震・火災等発生時の措置)
- ・ 第17条の2 (火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)
【新規追加】
- ・ 第17条の3 (内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)
【新規追加】
- ・ 第17条の4 (重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)
【新規追加】
- ・ 第17条の5 (大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)
【新規追加】
- ・ 第74条 (ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)
- ・ 第83条の2 (安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)
- ・ 第84条 (重大事故対処設備) 【新規追加】 (3号炉)
(第84条 (重大事故対処設備) の追加に伴い、現行の第84条 (安全注入系逆止弁漏えい検査の実施) は第83条の2 (安全注入系逆止弁漏えい検査の実施) に条番号を変更する。)
- ・ 第85条 (運転上の制限の確認)
- ・ 第91条 (異常収束後の措置)
- ・ 付則

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

泊発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認可年月日	認可証番号
1	平成元年 3月31日	元資庁第 3498号
2	平成 2年 3月23日	2 資庁第 1878号
3	平成 2年 5月31日	2 資庁第 5848号
4	平成 3年 4月 1日	3 資庁第 2003号
5	平成 5年 3月30日	5 資庁第 1830号
6	平成 6年12月15日	6 資庁第13397号
7	平成 8年10月11日	8 資庁第10163号
8	平成13年 1月 5日	平成12・09・20資第 5号
9	平成13年 2月23日	平成13・02・16原第 2号
10	平成13年 3月30日	平成13・03・23原第14号
11	平成13年10月29日	平成13・10・11原第 2号
12	平成14年 7月15日	平成14・06・27原第 2号
13	平成14年10月22日	平成14・09・30原第 6号
14	平成15年 1月16日	平成14・12・18原第12号
15	平成16年 5月20日	平成15・12・25原第 7号
16	平成17年 3月31日	平成17・03・10原第25号
17	平成17年 7月27日	平成17・07・21原第 4号
18	平成18年 2月22日	平成18・01・31原第11号
19	平成18年12月19日	平成18・11・21原第18号
20	平成19年 7月 5日	平成19・06・14原第 1号
21	平成19年12月13日	平成19. 09. 28原第27号 平成19・11・30原第 7号
22	平成20年 4月 1日	平成20・03・05原第 2号
23	平成20年 6月18日	平成20・05・22原第 8号
24	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第31号
25	平成20年12月12日	平成20・10・31原第 9号
26	平成21年 4月20日	平成21・03・23原第23号
27	平成21年11月19日	平成21・10・15原第 4号
28	平成22年 3月 8日	平成22・02・01原第11号
29	平成22年 7月23日	平成22・06・16原第 2号
30	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第36号
31	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第 6号
32	平成23年 7月22日	平成23・06・14原第21号
33	平成24年 9月 6日	20120726原第15号
34	平成25年 5月15日	原管P収第130219002号
35	平成26年 9月18日	原規規発第1409183号
36	平成28年 3月24日	原規規発第1603247号
37	平成28年10月26日	原規規発第1610266号

泊発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯（続き）

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
38	平成30年 3月19日	原規規発第1803192号
39	令和元年 5月27日	原規規発第1905273号

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表

〔 泊発電所の発電用原子炉設置変更許可(3号発電用原子炉施設の変更)
と同時に申請する3号発電用原子炉施設用の保安規定変更比較表 〕

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/2)

【第2章 品質保証】

変更前					変更後					備考
表3-1 (続き)					表3-1 (続き)					
文書番号	文書名	承認者	管理箇所	第4条以降の保安規定対照条文 ^{※1}	文書番号	文書名	承認者	管理箇所	第4条以降の保安規定対照条文 ^{※1}	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更(以下、本頁において同様。)</p>
R-30-212	泊発電所原子炉施設保安規定変更要領	所長	泊発電所防炎・安全対策室	第119条、第120条、第121条～第127条、第128条	R-30-212	泊発電所原子炉施設保安規定変更要領	所長	泊発電所防炎・安全対策室	第119条、第120条、第121条～第127条、第128条	
R-30-213	泊発電所設計管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		R-30-213	泊発電所設計管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		
R-30-214	泊発電所調達管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		R-30-214	泊発電所調達管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		
R-30-215	泊発電所試験および検査の管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		R-30-215	泊発電所試験および検査の管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		
R-30-216	泊発電所検査・試験要員の独立の程度に係る運用要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		R-30-216	泊発電所検査・試験要員の独立の程度に係る運用要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		
R-30-217	泊発電所不適合是正管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		R-30-217	泊発電所不適合是正管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		
R-30-218	泊発電所トラブル情報検討要領	所長	泊発電所保全計画課		R-30-218	泊発電所トラブル情報検討要領	所長	泊発電所保全計画課		
R-30-219	泊発電所初期消火対処要領	所長	泊発電所運営課	第17条	R-30-219	泊発電所火災発生時対処要領	所長	泊発電所運営課	第17条の2	
R-30-220	泊発電所津波による電源機能喪失時対処要領	所長	泊発電所運営課	第17条の2	R-30-220	泊発電所重大事故等発生時および大規模損壊発生時対処要領	所長	泊発電所運営課	第17条の4 第17条の5	
R-30-221	泊発電所緊急作業従事者管理要領	所長	泊発電所防炎・安全対策室	第120条の2、第127条の2	R-30-221	泊発電所緊急作業従事者管理要領	所長	泊発電所防炎・安全対策室	第120条の2、第127条の2	
					R-30-223	泊発電所内部溢水発生時対処要領	所長	泊発電所運営課	第17条の3	
一 次 文 書					二 次 文 書					

※1： 第3条と社内規程との対照は、表3-2 本品質保証計画と社内規程の対照表による。

※1： 第3条と社内規程との対照は、表3-2 本品質保証計画と社内規程の対照表による。

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/2)

【第2章 品質保証】

変更前				変更後				備考
表3-2 (続き)		表3-2 (続き)		表3-2 (続き)		表3-2 (続き)		
本品品質保証計画 (第3条)		本品品質保証計画 (第3条)		本品品質保証計画 (第3条)		本品品質保証計画 (第3条)		
7.1 業務の計画	7.1 業務の計画	7.1 業務の計画	7.1 業務の計画	7.1 業務の計画	7.1 業務の計画	7.1 業務の計画	7.1 業務の計画	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更（以下、本頁において同様）
7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス	7.2 業務に対する要求事項の明確化	7.2 業務に対する要求事項のレビュース	7.2 業務に対する要求事項のレビュース	7.2.1 業務に対する要求事項の明確化	7.2.1 業務に対する要求事項の明確化	7.2.2 業務に対する要求事項のレビュース	7.2.2 業務に対する要求事項のレビュース	
7.3 設計・開発	7.3.1 設計の計画	7.3.1 設計の計画	7.3.1 設計の計画	7.3.1 設計の計画	7.3.1 設計の計画	7.3.1 設計の計画	7.3.1 設計の計画	
7.4 調達	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	
7.5 業務の実施	7.5.1 業務の管理	7.5.1 業務の管理	7.5.1 業務の管理	7.5.1 業務の管理	7.5.1 業務の管理	7.5.1 業務の管理	7.5.1 業務の管理	
7.6 監視機器および測定機器の管理	7.6 監視機器および測定機器の管理	7.6 監視機器および測定機器の管理	7.6 監視機器および測定機器の管理	7.6 監視機器および測定機器の管理	7.6 監視機器および測定機器の管理	7.6 監視機器および測定機器の管理	7.6 監視機器および測定機器の管理	

(注略)

(注略)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/1)

【第3章 保安管理体制および評価】

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、組織における保安活動を統括する。また、第2条の2に基づき関係法令および保安規定を遵守することを確実にするための活動ならびに第2条の3に基づく安全文化の醸成に係る活動（以下、本条において「醸成活動」という。）を確実にするための取り組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>15 運営課長は、技術関係業務の総括および初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、組織における保安活動を統括する。また、第2条の2に基づき関係法令および保安規定を遵守することを確実にするための活動ならびに第2条の3に基づく安全文化の醸成に係る活動（以下、本条において「醸成活動」という。）を確実にするための取り組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>15 運営課長は、技術関係業務の総括および火災発生時、内部溢水発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表（1/9）

【第4章 運転管理】

変更前	変更後	備考
<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第17条 各課（室、センター）長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p><u>2 初期消火活動のための体制の整備として、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 運営課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する*1。</u></p> <p><u>(2) 運営課長は、初期消火活動を行う要員として、11名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</u></p> <p><u>(3) 運営課長は、初期消火活動を行うため、表17に示す化学消防自動車および泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</u></p> <p><u>(4) 発電課長（当直）は、第13条（巡視点検）に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</u></p> <p><u>(5) 各課（室、センター）長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、発電所内*2の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</u></p> <p><u>(6) 運営課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な訓練および初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</u></p> <p><u>3 各課（室、センター）長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>※1：専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</u></p> <p><u>※2：「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」におけるクラス1、2、3の機能を有する構築物、系統および機器とする。</u></p>	<p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第17条 各課（室、センター）長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、原子炉施設の損傷の有無および<u>発電所内*1の火災発生の有無</u>を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火および延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p><u>2 各課（室、センター）長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課（室、センター）長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p><u>※1：「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」におけるクラス1、2、3の機能を有する構築物、系統および機器とする。</u></p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更（以下、本頁において同様）</p>

表17

設備	数量
化学消防自動車*3	1台*4
泡消火薬剤 (化学消防自動車保有分を含む)	1,500リットル以上

※3：400リットル毎分の泡放射を同時に2口行うことが可能な能力を有すること。

※4：化学消防自動車点検または故障の場合には、※3に示す能力を有する水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/9)

【第4章 運転管理】

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p>	<p><u>(火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</u> 第17条の2 運営課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動（消防機関への通報、消火または延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。以下、本条において同じ。）を含む火災防護対策を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 火災の発生を発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備の中央制御室への設置※1</p> <p>(2) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(3) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(4) 火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な化学消防自動車※2、泡消火薬剤およびその他資機材の配備</p> <p>(5) 発電所における持込物（可燃物）の適切な管理</p> <p>2 各課（室、センター）長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課（室、センター）長は、前項に定める活動について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、運営課長に報告する。運営課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1：専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>※2：化学消防自動車点検または故障の場合には、水槽付消防ポンプ自動車等をもって代用することができる。</p> <p><u>(内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</u> 第17条の3 運営課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合（以下、「内部溢水発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な照明器具、無線機器およびその他資機材の配備</p> <p>2 各課（室、センター）長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 各課（室、センター）長は、前項に定める活動について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、運営課長に報告する。運営課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更（以下、本頁において同様）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (3/9)

【第4章 運転管理】

変更前	変更後	備考
<p>(電源機能等喪失時の体制の整備)</p> <p><u>第17条の2</u> 運営課長は、<u>津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および使用済燃料ピットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合</u>（以下、「<u>電源機能等喪失時</u>」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) <u>電源機能等喪失時</u>における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) <u>電源機能等喪失時</u>における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) <u>電源機能等喪失時</u>における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な移動発電機車、ポンプ、<u>ポンプ（消防自動車に装備されているポンプを含む）</u>、ホースおよびその他資機材の配備</p> <p><u>2</u> 各課（室、センター）長は、<u>前項</u>の計画に基づき、<u>電源機能等喪失時</u>における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p><u>3</u> 各課（室、センター）長は、<u>第2項</u>に定める<u>事項</u>について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、運営課長に報告する。運営課長は、<u>第1項</u>に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>(重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備)</p> <p><u>第17条の4</u> 運営課長は、<u>炉心の著しい損傷または使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体または使用済燃料の著しい損傷</u>（以下、「<u>重大事故</u>」という。）に至るおそれのある事故または<u>重大事故が発生した場合</u>（以下、「<u>重大事故等発生時</u>」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) <u>重大事故等発生時</u>における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) <u>重大事故等発生時</u>における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する<u>毎年1回以上</u>の<u>定期的な教育および訓練</u></p> <p>(3) <u>重大事故等発生時</u>における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な移動発電機車、ポンプ、ホースおよびその他資機材の配備</p> <p><u>2</u> 運営課長は、<u>前項</u>の計画を策定するにあたり、<u>各課（室、センター）長</u>の協力を得て、<u>以下の手順に関する事項を含める。</u></p> <p>(1) <u>炉心の著しい損傷を防止するための対策</u>に関すること</p> <p>(2) <u>原子炉格納容器の破損を防止するための対策</u>に関すること</p> <p>(3) <u>使用済燃料ピットに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策</u>に関すること</p> <p>(4) <u>原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策</u>に関すること</p> <p><u>3</u> 各課（室、センター）長は、<u>第1項</u>の計画に基づき、<u>重大事故等発生時</u>における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、<u>第1項(1)の要員に前項の手順を遵守させる。</u></p> <p><u>4</u> 各課（室、センター）長は、<u>前項</u>に定める<u>活動</u>について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、運営課長に報告する。運営課長は、<u>第1項</u>に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更（以下、本頁において同様）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (4/9)

【第4章 運転管理】

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p>	<p><u>(大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備)</u> <u>第17条の5</u> 運営課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合（以下、「大規模損壊発生時」という。）における原子炉施設の保安のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) <u>大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な要員の配置</u></p> <p>(2) <u>大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行う要員に対する毎年1回以上の定期的な教育および訓練</u></p> <p>(3) <u>大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を行うために必要な移動発電機車、ポンプ、ホースおよびその他資機材の配備</u></p> <p>2 <u>運営課長は、前項の計画を策定するにあたり、各課（室、センター）長の協力を得て、以下の手順に関する事項を含める。</u></p> <p>(1) <u>大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</u></p> <p>(2) <u>炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</u></p> <p>(3) <u>原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</u></p> <p>(4) <u>使用済燃料ピットの水位を確保するための対策および燃料の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</u></p> <p>(5) <u>放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</u></p> <p>3 <u>各課（室、センター）長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保安のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に前項の手順を遵守させる。</u></p> <p>4 <u>各課（室、センター）長は、前項に定める活動について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、運営課長に報告する。運営課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u></p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更（以下、本頁において同様）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (5/9)

【第4章 運転管理】

変更前	変更後	備考																																																						
<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)</p> <p>第74条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表74—1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長(当直)は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力を確認する。</p> <p>3 発電課長(当直)は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74—3の措置を講じる。</p> <p>表74—1</p> <table border="1" data-bbox="781 1706 966 2745"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油、潤滑油および始動用空気</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表74—2に定める制限値以内にあること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表74—2</p> <table border="1" data-bbox="1144 1676 1428 2745"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油槽の油量(保有油量)</td> <td>106m³以上</td> <td><u>132m³以上</u></td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>2.28m³以上</td> <td>2.28m³以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.45 MPa [gage] (25.0kg/cm²g)以上</td> <td>2.45 MPa [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表74—3</p> <table border="1" data-bbox="1516 1706 1837 2745"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※3</td> <td>A.1 発電課長(当直)は、燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電課長(当直)は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表74—2に定める制限値以内にあること※1※2	項目	制限値		1号炉および2号炉	3号炉	燃料油貯油槽の油量(保有油量)	106m ³ 以上	<u>132m³以上</u>	潤滑油タンクの油量(保有油量)	2.28m ³ 以上	2.28m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.45 MPa [gage] (25.0kg/cm ² g)以上	2.45 MPa [gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※3	A.1 発電課長(当直)は、燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長(当直)は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>(ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気)</p> <p>第74条 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気は、表74—1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長(当直)は、1ヶ月に1回、所要のディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力を確認する。</p> <p>3 発電課長(当直)は、所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油または始動用空気が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表74—3の措置を講じる。</p> <p>表74—1</p> <table border="1" data-bbox="781 534 966 1573"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油、潤滑油および始動用空気</td> <td>所要のディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表74—2に定める制限値以内にあること※1※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は、運転上の制限を適用しない。</p> <p>表74—2</p> <table border="1" data-bbox="1144 504 1428 1573"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料油貯油槽の油量(保有油量)</td> <td>106m³以上</td> <td><u>264m³以上</u></td> </tr> <tr> <td>潤滑油タンクの油量(保有油量)</td> <td>2.28m³以上</td> <td>2.28m³以上</td> </tr> <tr> <td>始動用空気だめ圧力</td> <td>2.45 MPa [gage] (25.0kg/cm²g)以上</td> <td>2.45 MPa [gage]以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>表74—3</p> <table border="1" data-bbox="1516 534 1837 1573"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※3</td> <td>A.1 発電課長(当直)は、燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。</td> <td>48時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B.1 発電課長(当直)は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力の制限値は個別に適用される。</p>	項目	運転上の制限	所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表74—2に定める制限値以内にあること※1※2	項目	制限値		1号炉および2号炉	3号炉	燃料油貯油槽の油量(保有油量)	106m ³ 以上	<u>264m³以上</u>	潤滑油タンクの油量(保有油量)	2.28m ³ 以上	2.28m ³ 以上	始動用空気だめ圧力	2.45 MPa [gage] (25.0kg/cm ² g)以上	2.45 MPa [gage]以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※3	A.1 発電課長(当直)は、燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長(当直)は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに	<p>原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更(D/G貯油槽油量を3.5日分から7日分へ変更)</p>
項目	運転上の制限																																																							
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表74—2に定める制限値以内にあること※1※2																																																							
項目	制限値																																																							
	1号炉および2号炉	3号炉																																																						
燃料油貯油槽の油量(保有油量)	106m ³ 以上	<u>132m³以上</u>																																																						
潤滑油タンクの油量(保有油量)	2.28m ³ 以上	2.28m ³ 以上																																																						
始動用空気だめ圧力	2.45 MPa [gage] (25.0kg/cm ² g)以上	2.45 MPa [gage]以上																																																						
条件	要求される措置	完了時間																																																						
A. 燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※3	A.1 発電課長(当直)は、燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間																																																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長(当直)は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																																						
項目	運転上の制限																																																							
所要のディーゼル発電機の燃料油、潤滑油、潤滑油および始動用空気	所要のディーゼル発電機の燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量および始動用空気だめ圧力が表74—2に定める制限値以内にあること※1※2																																																							
項目	制限値																																																							
	1号炉および2号炉	3号炉																																																						
燃料油貯油槽の油量(保有油量)	106m ³ 以上	<u>264m³以上</u>																																																						
潤滑油タンクの油量(保有油量)	2.28m ³ 以上	2.28m ³ 以上																																																						
始動用空気だめ圧力	2.45 MPa [gage] (25.0kg/cm ² g)以上	2.45 MPa [gage]以上																																																						
条件	要求される措置	完了時間																																																						
A. 燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力が制限値を満足していない場合※3	A.1 発電課長(当直)は、燃料油貯油槽の油量、潤滑油タンクの油量または始動用空気だめ圧力を制限値内に回復させる。	48時間																																																						
B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長(当直)は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに																																																						

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (6/9)

【第4章 運転管理】

変更前	変更後	備考
<p>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)</p> <p>第84条 モード3、4および5において安全注入系逆止弁漏えい検査^{*1}を実施する場合、表84-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表84-2で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の1次冷却系の降溫過程において検査を実施する場合、発電課長（当直）は、モード3となつてから適用を除外する前までに、表84-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{*2}。</p> <p>(2) 1次冷却系を昇溫させて検査を実施する場合または1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、発電課長（当直）は、1次冷却系の昇溫開始^{*3}から適用を除外する前までに、表84-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(3) 発電課長（当直）は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表84-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{*4}。</p> <p>3 発電課長（当直）は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表84-3の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>表84-1 (表略)</p> <p>表84-2 (表略)</p> <p>表84-3 (表略)</p>	<p>(安全注入系逆止弁漏えい検査の実施)</p> <p>第83条の2 モード3、4および5において安全注入系逆止弁漏えい検査^{*1}を実施する場合、表83の2-1で定める事項の適用を除外することができる。この場合、表83の2-2で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 前項を適用する場合、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉停止後の1次冷却系の降溫過程において検査を実施する場合、発電課長（当直）は、モード3となつてから適用を除外する前までに、表83の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する^{*2}。</p> <p>(2) 1次冷却系を昇溫させて検査を実施する場合または1次冷却系の耐圧・漏えい検査にあわせて検査を実施する場合、発電課長（当直）は、1次冷却系の昇溫開始^{*3}から適用を除外する前までに、表83の2-2で定める運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>(3) 発電課長（当直）は、安全注入系逆止弁漏えい検査終了後、表83の2-1で定める事項のうち検査のために適用を除外した事項について、復旧措置が行われ運転上の制限を満足していることを確認する^{*4}。</p> <p>3 発電課長（当直）は、第1項で定める運転上の制限が満足されていないと判断した場合、表83の2-3の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>表83の2-1 (表略)</p> <p>表83の2-2 (表略)</p> <p>表83の2-3 (表略)</p>	<p>記載の適正化（第84条の追加に伴い条番号を変更） (以下、本頁において同様)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (7/9)

【第4章 運転管理】

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p>	<p>(重大事故対処設備) 第84条</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p>添付資料－1 参照</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (8/9)

【第4章 運転管理】

変更前		変更後		備考
表 85-1				
この規定第2項または第3項で定める頻度	頻度		備考	備考
	延長できる時間	延長できる時間		
15分に1回	3分	3分	分単位の間隔で確認する	
1時間に1回	15分	15分	分単位の間隔で確認する	
4時間に1回	1時間	1時間	時間単位の間隔で確認する	
8時間に1回	2時間	2時間	時間単位の間隔で確認する	
12時間に1回	3時間	3時間	時間単位の間隔で確認する	
1日に1回	6時間	6時間	時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する	
3日に1回	1日	1日	日単位の間隔で確認する	
1週間に1回	2日	2日	1週間=7日 日単位の間隔で確認する	
1ヶ月に1回	7日	4日	2週間に1回 2週間=14日 日単位の間隔で確認する	
3ヶ月に1回	23日	7日	1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する	
6ヶ月に1回	46日	23日	3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する	
定期検査		46日	6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する	
			定期検査開始から総合負荷性能検査までの期間	

・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (9/9)

【第4章 運転管理】

変更前	変更後	備考
<p>(異常収束後の措置)</p> <p>第91条 発電課長（当直）は、第89条第1項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、その原因に対策が講じられていることおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2 発電課長（当直）は、第89条第1項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 発電課長（当直）は、第89条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、第2項によらず原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合。</p> <p>(2) 第17条第3項の措置として原子炉をトリップさせた場合。</p>	<p>(異常収束後の措置)</p> <p>第91条 発電課長（当直）は、第89条第1項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、その原因に対策が講じられていることおよび各モードにおいて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2 発電課長（当直）は、第89条第1項の異常の収束後に原子炉を再起動する場合、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 発電課長（当直）は、第89条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、第2項によらず原子炉を再起動することができる。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がトリップした場合または波及防止の措置として原子炉をトリップさせた場合。</p> <p>(2) 第17条第2項の措置として原子炉をトリップさせた場合。</p>	<p>・原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に伴う変更</p>

(重大事故対処設備)

第84条 次の重大事故対処設備は、表84-1で定める事項を運転上の制限とする。

- (1) 炉心損傷防止のための設備
- (2) 原子炉格納容器破損防止のための設備
- (3) 使用済燃料ピットにおける燃料損傷防止のための設備
- (4) 運転停止中の原子炉における燃料損傷防止のための設備
- (5) 緊急停止失敗時に原子炉出力を抑制するための設備
- (6) 重大事故対処設備の動作に必要な設備

2 重大事故対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。

- (1) 発電室長、発電課長（当直）、制御係課長および機械係課長は、表84-2から表84-13で定める確認事項を実施する。また、制御係課長および機械係課長は、その結果を発電室長または発電課長（当直）に通知する。

3 発電課長（当直）および機械係課長は、重大事故対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表84-2から表84-13の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課長へ通知する。通知を受けた関係各課長は、同表に定める措置を講じる。

表84-1

項 目	運転上の制限
第1項で定める重大事故対処設備	表84-2から表84-13で定める所要数量がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること

表84-8 (1) 炉心損傷防止のための設備 (3号炉)

設備	適用モード	所要数量	条件	運転上の制限を満足していない場合の措置		確認事項		
				要求される措置	完了時間	確認方法	頻度	担当
代替格納容器スプレイス系 ^{※15}	モード1、2、3および4	1系統	A. 代替格納容器スプレイス系が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電課長(当直)は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。 B.1.1 発電課長(当直)は、モード1、2および3において、第51条第2項(6)に定める事項を実施する。 または B.1.2 発電課長(当直)は、モード4において、第52条第2項(1)に定める事項を実施する。 および B.2 発電課長(当直)は、第57条第2項(7)に定める事項を実施する。	72時間 24時間 その後の2週間に1回	代替格納容器スプレイス系を起動し、運転状態に異常がないことを確認する。	定期検査時	発電室長
原子炉格納容器再循環ユニット ^{※16}	モード1、2、3および4	2系統 ^{※15} 2系統 ^{※16}	A. 1系統以上の原子炉格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水できない場合 B. 1系統以上の原子炉格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却海水を通水できない場合	A.1 発電課長(当直)は、当該系統へ原子炉補機冷却水を通水可能な状態に復旧する。 B.1 発電課長(当直)は、当該系統へ原子炉補機冷却海水を通水可能な状態に復旧する。	72時間 72時間	原子炉補機冷却水が通水できることを確認する。 管路中の弁が手動で開弁できることを確認する。	定期検査時 定期検査時	発電室長 発電室長
原子炉補機冷却水サージタンク (窒素加圧系統)		1系統	C. 原子炉補機冷却水サージタンクへ窒素が供給できない場合 D. 可搬型大型送水ポンプ車1台以上が動作不能である場合	C.1 発電課長(当直)は、原子炉補機冷却水サージタンクへ窒素が供給可能な状態に復旧する。 D.1 発電課長(当直)は、当該装置を動作可能な状態に復旧する。	72時間 72時間	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用可搬型窒素ガスボンベが充てんされていることを確認する。 管路中の弁が手動で開弁できることを確認する。	定期検査時	発電室長
可搬型大型送水ポンプ車 ^{※15}		2	E. 条件A、B、CまたはDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電課長(当直)は、第57条第2項(7)に定める事項を実施する。	24時間 その後の2週間に1回	可搬型大型送水ポンプ車を起動し、運転状態に異常がないことを確認する。	定期検査時	機械保修課長

※14：(2) 原子炉格納容器破損防止のための設備 (3号炉) と兼用する。

※15：(4) 運転停止中の原子炉における燃料損傷防止のための設備 (3号炉) と兼用する。

※16：「2系統」とは、CおよびD-原子炉格納容器再循環ユニットの2系統をいう。

表84-9 (2) 原子炉格納容器破損防止のための設備 (3号炉)

設備	適用モード	所要数量	運転上の制限を満足していない場合の措置		確認事項			
			条件	要求される措置	完了時間	確認方法	頻度	担当
原子炉格納容器内水素処理装置	モード1、2、3、4、5および6 (キヤビティ低水位※17)	5	A. 原子炉格納容器内水素処理装置1台以上が動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、当該装置を動作可能な状態に復旧する。	72時間	原子炉格納容器内水素処理装置の外観に異常がないことを確認する。	定期検査時	機械保修課長
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、第57条第2項(7)に定める事項を実施する。				
代替格納容器スプレイス	モード1、2、3および4	表84-8	(1) 炉心損傷防止のための設備 (3号炉) を参照					
	モード5および6 (キヤビティ低水位※17)	表84-11	(4) 運転停止中の原子炉における燃料損傷防止のための設備 (3号炉) を参照					
原子炉格納容器再循環ユニット	モード1、2、3および4	表84-8	(1) 炉心損傷防止のための設備 (3号炉) を参照					
原子炉格納容器再循環ユニット (海水冷却系統)	モード5および6 (キヤビティ低水位※17)	表84-11	(4) 運転停止中の原子炉における燃料損傷防止のための設備 (3号炉) を参照					
可搬型大型送水ポンプ車								

※17：キヤビティ低水位とは、原子炉キヤビティ水位がT.P. 32.32mである場合をいう (以下、本表において同じ)。

表84-10 (3) 使用済燃料ピットにおける燃料損傷防止のための設備 (3号炉)

設備	適用モード	所要数量	運転上の制限を満足していない場合の措置		確認事項			
			条件	要求される措置	完了時間	確認方法	頻度	担当
可搬型大型送水ポンプ車	—※18	1	A. 可搬型大型送水ポンプ車が動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、当該装置を動作可能な状態に復旧する。	72時間	可搬型大型送水ポンプ車を起動し、運転状態に異常がないことを確認する。	定期検査時	機械保修課長
			B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、第82条第2項(1)に定める事項を実施する。				

※18：使用済燃料ピット (3号炉) に燃料 (新燃料、照射済燃料) を貯蔵している期間中適用する。

表84-11 (4) 運転停止中の原子炉における燃料損傷防止のための設備 (3号炉)

設備	適用モード	所要数量	運転上の制限を満足していない場合の措置		確認事項			
			条件	要求される措置	完了時間	確認方法	頻度	担当
代替格納容器スプレイス	モード5および6 (キャビティ低水位 ¹⁹⁾)	1系統	A. 代替格納容器スプレイスが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、当該システムを動作可能な状態に復旧する。	72時間	表84-8 (1) 炉心損傷防止のための設備 (3号炉) を参照		
原子炉格納容器再循環ユニット	モード5および6 (キャビティ低水位)	2系統 ²⁰	B. 1 系統以上の原子炉格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却水を通水できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、当該システムへ原子炉補機冷却水を通水可能な状態に復旧する。	72時間	表84-8 (1) 炉心損傷防止のための設備 (3号炉) を参照		
原子炉格納容器再循環ユニット (海水冷却系統)	モード5および6 (キャビティ低水位)	2系統 ²⁰	C. 1 系統以上の原子炉格納容器再循環ユニットに原子炉補機冷却海水を通水できない場合	C.1 発電課長 (当直) は、当該システムへ原子炉補機冷却海水を通水可能な状態に復旧する。	72時間			
可搬型大型送水ポンプ車		2	D. 可搬型大型送水ポンプ車1台以上が動作不能である場合	D.1 発電課長 (当直) は、当該装置を動作可能な状態に復旧する。	72時間			
			E. 条件A、B、CおよびDの措置を完了時間内に達成できない場合	E.1 発電課長 (当直) は、モード5 (1次冷却系満水) において、第38条第2項に定める事項を実施する。 または E.2 発電課長 (当直) は、モード5 (1次冷却系非満水) において、第39条第2項に定める事項を実施する。 または E.3 発電課長 (当直) は、モード6 (キャビティ低水位) において、第41条第2項に定める事項を実施する。	12時間 その後の12時間に1回			

※19：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がT.P. 32.32mである場合をいう (以下、本表において同じ)。

※20：「2系統」とは、CおよびD—原子炉格納容器再循環ユニットの2系統をいう。

表 84-11 (4) 運転停止中の原子炉における燃料損傷防止のための設備 (3号炉) (続き)

設備	適用モード	所要数量	条件	運転上の制限を満足していない場合の措置		確認事項		
				要求される措置	完了時間	確認方法	頻度	担当
充てん系 (燃料取替用水注入系)	モード5および6 (キャビティ低水位 ^{※21})	1系統	A. 充てん系 (燃料取替用水注入系) が動作不能である場合 B. 高圧注入系 (再循環系統) が動作不能である場合 C. 条件AおよびBの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電課長 (当直) は、当該系統を動作可能な状態 ^{※22} に復旧する。	72時間	流路中の弁が開弁できることを確認する。	定期検査時	発電室長
				B.1 発電課長 (当直) は、当該系統を動作可能な状態 ^{※22} に復旧する。 C.1 発電課長 (当直) は、モード5 (1次冷却系満水) において、第38条第2項に定める事項を実施する。 または C.2 発電課長 (当直) は、モード5 (1次冷却系非満水) において、第39条第2項に定める事項を実施する。 または C.3 発電課長 (当直) は、モード6 (キャビティ低水位) において、第41条第2項に定める事項を実施する。				
高圧注入系 (再循環系統)		1系統			12時間 その後の12時間に1回	流路中の弁が開弁できることを確認する。	定期検査時	発電室長

※21：キャビティ低水位とは、原子炉キャビティ水位がT.P. 32.32m未満である場合をいう (以下、本表において同じ)。

※22：「動作可能な状態」とは、電源を投入して手動で起動できること、または運転中であることをいう。

表84-12 (5) 緊急停止失敗時に原子炉出力を抑制するための設備 (3号炉)

設備	適用モード	所要数量	条件	運転上の制限を満足していない場合の措置		確認事項		
				要求される措置	完了時間	確認方法	頻度	担当
緊急停止失敗時原子炉出力抑制論理回路	モード1および2	1系統	A. 緊急停止失敗時原子炉出力抑制論理回路が動作不能である場合 B. 蒸気発生器水位1チヤンネル以上が動作不能 ^{※23} である場合	A.1 制御保修課長は、当該回路を動作可能な状態にする措置を開始する。	速やかに	機能を確認する。	定期検査時	制御保修課長
				A.1 制御保修課長は、当該チヤンネルを動作可能な状態にする措置を開始する。				
蒸気発生器水位低		3			速やかに	機能を確認する。	定期検査時	制御保修課長

※23：蒸気発生器水位低の動作不能とは、点検・修理のために当該チヤンネルをバイパスする場合または不動作の場合をいう。ただし、1チヤンネルをバイパスする場合は動作不能とはみなさない。動作信号を出力させている状態または戻動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

表84-13 (6) 重大事故対処設備の動作に必要な設備 (3号炉)

設備	適用モード	所要数量	運転上の制限を満足していない場合の措置		確認事項			
			条件	要求される措置	完了時間	確認方法	頻度	担当
代替非常用発電機	モード1、2、3、4、5および6 (キヤビテ ^{※24} イ低水位)	1	A. 代替非常用発電機が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できなかった場合	A.1 発電課長 (当直) は、代替非常用発電機を動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電課長 (当直) は、モード1、2、3および4において、第72条第2項(2)、(3)に定める事項を確認する。 または B.2 発電課長 (当直) は、モード5および6 (キヤビテ ^{※24} イ低水位)において、第73条第2項(1)に定める事項を確認する。	72時間 24時間 その後の2週間に1回	代替非常用発電機を起動 (無負荷運転) し、運転状態に異常がないことを確認する。	1ヶ月に1回	発電課長 (当直)
加圧器逃がし弁操作可能型窒素ガスボンベ	モード1、2、3および4	1	A. 加圧器逃がし弁操作可能型窒素ガスボンベが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できなかった場合	A.1 発電課長 (当直) は、加圧器逃がし弁操作可能型窒素ガスボンベを動作可能な状態に復旧する。 B.1 発電課長 (当直) は、モード1、2および3において、第64条第2項(6)に定める事項を実施する。 または B.2 発電課長 (当直) は、モード4において、第64条第2項(7)に定める事項を実施する。	72時間 24時間 その後の2週間に1回	加圧器逃がし弁操作可能型窒素ガスボンベが充てんされていることを確認する。	定期検査時	発電室長

※24：キヤビテ^{※24}イ低水位とは、原子炉キヤビテ^{※24}イ水位がT.P. 32.32m未満である場合をいう。

【付則】 泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/1)

変更前	変更後	備考
<p>(中略)</p> <p>付 則</p> <p>(規定なし)</p>	<p>(中略)</p> <p>付 則</p> <p>付則 (年 月 日) (施行期日) 第1条 この規定は、 年 月 日から施行する。</p> <p>2 この規定の第84条 (重大事故対処設備) については、当該号炉に係る記載がある場合に適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。 3号炉の適用範囲の規定